参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務(南区)仕様書

- 1 ポスター掲示場(以下、「掲示場」という。)の各部の名称は、別紙1のとおりとする。
- 2 掲示場の材質及び寸法等は、別紙2及び別添「ポスター掲示場の設計図」のとおりとする。
- 3 掲示場の数量は、別紙3のとおりとする。
- 4 掲示場の設置箇所及び掲示場の番号は、別添「ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおりとする。ただし、設置開始までに設置箇所が変更されることもあり得るので、後記6の別紙5の1(3)のとおり、設置前に区選挙管理委員会事務局職員から設置場所について詳細な指示を受けること。
- 5 掲示板の印刷は、別紙4のとおりとする。
- 6 受注者の業務は、別紙5のとおりとする。

# 7 その他

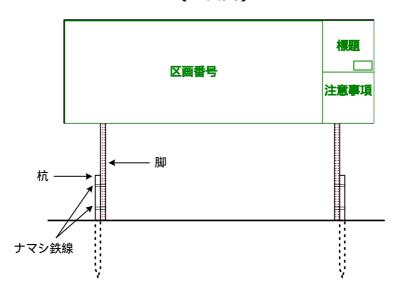
この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、広島市選挙管理委員会事務局と受注者が協議して定めるものとする。

8 添付書類

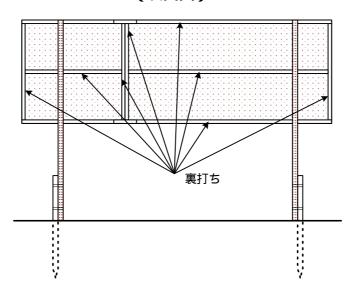
ポスター掲示場の設計図 ポスター掲示場設置場所一覧表

# ポスター掲示場の各部の名称

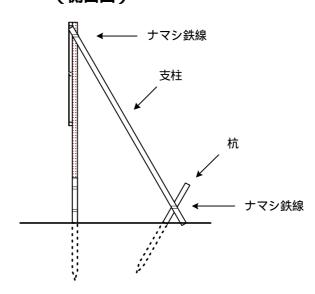
(正面図)



# (裏面図)



# (側面図)



# ポスター掲示場の材質及び寸法等について

ポスター掲示場の材質及び寸法等は、別表のとおりとする。

# 【留意事項】

## 第1 掲示板について

- (1) 使用期間中は、風雨に耐えうるものであること。
- (2) 掲示板として再生パルプ耐水ボード(グリーンマーク表示品)を使用する場合は、当該品が上下左右の側面から浸水しないものであること。
- (3) 掲示板として PET 樹脂再生ボード (エコマーク認定品) を使用する場合は、当該品が難燃性を有すること。
- (4) 掲示板としてポリプロピレン樹脂ボード(エコマーク認定品)を使用する場合は、遮光性を有するものであること。
- (5) 押しピン又は両面テープのどちらでもポスターを掲示することができるものであること。

## 第2 釘及び針金について

- 1 掲示板と掲示板の裏打ちタルキをとめる場合
  - (1) 25 mm以上の釘を約 200 mm間隔で使用すること。
  - (2) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れないように、次のような防止策を施すこと。
    - ① ユニクロボード釘を使用し、釘の頭を塗装する。
    - ② メッキ処理した釘を使用する。
  - (3) 裏打ちタルキ (横) を掲示板の中央に取り付ける場合は、区画番号の上下の区切線上に釘を打つことができる位置とすること。
  - (4) 掲示板が釘の頭を抜けて落下するおそれのある場合は、その防止策を施すこと。
- 2 掲示板の裏打ちと脚のタルキどうしをとめる場合
  - (1)接合箇所1箇所につき、釘を2本使用し、脚1本につき2箇所以上でとめること。
  - (2) 釘は 60 mm以上のスクリュー釘を使用し、掲示板側から脚側に向けて打つこと。掲示板が落下するおそれがある場合は、その防止策を施すこと。
  - (3) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れるおそれがある場合は、メッキ処理したスクリュー釘またはステンレススクリュー釘を使用すること。
  - (4) 掲示板の裏打ちと脚のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。
- 3 掲示板の脚と支柱のタルキどうしをとめる場合
  - (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本以上使用し、かつ、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
  - (2) 釘は 70 mm以上のものを使用すること。接合箇所が外れるおそれがある場合は、スクリュー 釘を使用すること。
  - (3) ナマシ鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。
  - (4) 掲示板の脚と支柱のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。
- 4 掲示板の脚と杭のタルキどうしをとめる場合
  - (1) 脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用して、2箇所以上でとめること。
  - (2) ナマシ鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。
- 5 掲示板の支柱と杭のタルキどうしをとめる場合
  - (1) 支柱ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
  - (2) ナマシ鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。

- 6 接合には、釘の代わりにビスを使用してもよい。ただし、ビスの本数や接合箇所数は釘による場合と同じ数とし、接合部分が外れないよう釘を使用する場合と同等以上の強度を保つこと。 また、錆による汚れ防止及び落下防止についても釘を使用する場合と同様の防止策を施すこと。
- 7 原則として上記1から6以外の方法による部材の接合は認めないが、これにより難い場合は、 受注者は、事前に区選挙管理委員会事務局に協議し、その承諾を得ること。

### 第3 掲示場の特別な設置方法について

- 1 掲示場をフェンスに直接とめる場合
  - (1) 掲示場の脚ごとに、針金を使用して、2箇所以上でとめること。
  - (2) 針金は14番(2.0 mm) 以上のビニールコーティングしたものを使用すること。
  - (3) フェンスを傷つけるおそれのある場合は、養生すること。
- 2 掲示場をガードレール等に直接とめる場合
  - (1) 掲示場はガードレール等の裏面側(車道等の反対側)に設置し、掲示板がビームに隠されない高さとすること。(ただし、裏面側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているため設置スペースの確保が困難な場合や設置作業に転落等の危険を伴うなどの場合において、表面側に設置しても交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。)
  - (2) 掲示場の脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
  - (3) ナマシ鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。
  - (4) ガードレール等を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。
- 3 掲示場をブロック塀に直接とめる場合
  - (1) 木枠などを使用する場合は、掲示場の脚ごとにとめること。
  - (2) 針金を使用する場合は、掲示場をブロック塀の内側に引っ張ってとめること。なお、針金は14番(2.0 mm)以上のものを使用すること。
  - (3) ブロック塀を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。
- 4 上記以外の方法により掲示場を設置する必要が生じた場合、受注者は、区選挙管理委員会事務局に報告し、その指示する方法により設置すること。

### 第4 2枚以上の掲示板の接合について(該当する場合のみ)

- (1) 2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、掲示場に向かって右側(標題部分のある側)に横幅の大きい再生ボードを使用すること。その際、上下の位置をそろえて接合し、双方の掲示板印刷面に隙間及び段差を生じさせないこと。
- (2) 掲示板の接合には、55 mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、3 箇所以上でとめること。
- (3) 接合箇所が外れるおそれがある場合は、双方の掲示板の裏打ちタルキの上下部分に、掲示板の接合部分から左右の位置が均等になるようつなぎをあて、それぞれ 55 mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、2箇所以上でとめること。

(ポスター掲示場ー箇所あたり)

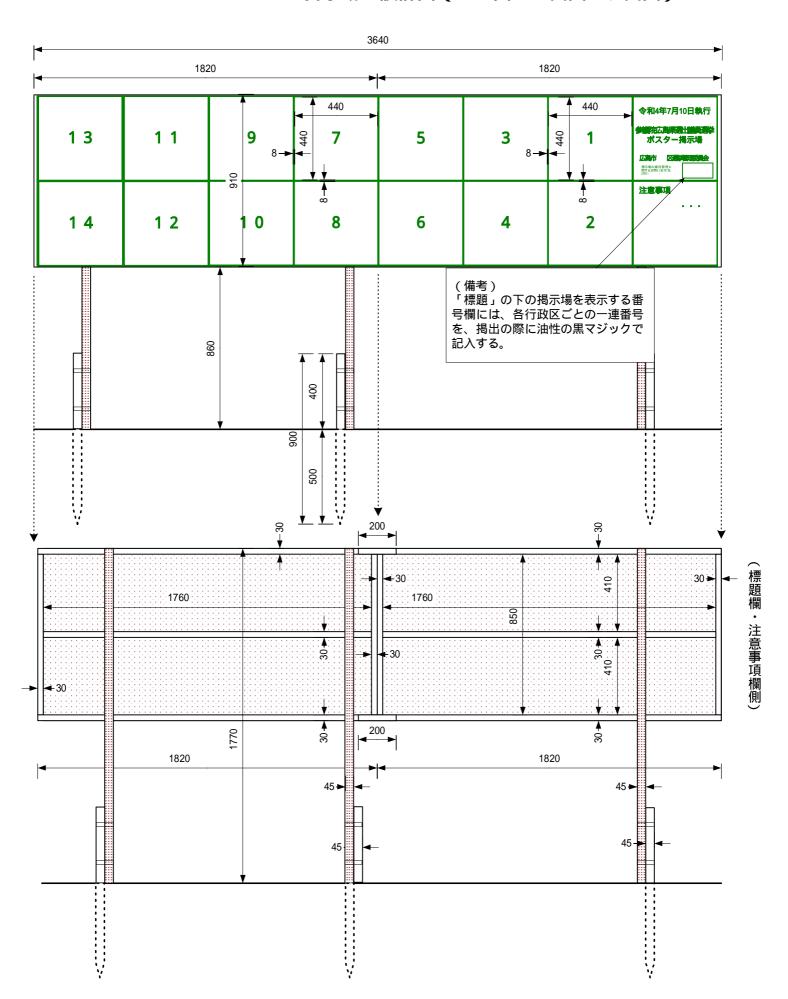
		X X	参議院広島県選出議員選挙 (14区画)	<b>素</b>	
部位	6.1	材質	小汝等	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	無
1 揭示板		PET樹脂再生ボード (エコマーク 認定品) 又は	統910mm 横1,820mm 厚3.0~4.0mm	1枚	掲示板の印刷面は白色とすること。(2 枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それら が同じ白色であること。) 掲示板の表面又は裏面に、エコマーク認 定品又はグリーンマーク表示品である旨の
		再生パルプ耐水ボード (グリーンマーク表示品) 又は	統910mm 横1,820mm	1枚	大型人で、大・田・グ・ロー・大・田・グ・ロー・大・田・グ・ロー・大・田・グ・ロー・大・田・グ・ロー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー・エー
		ポリプロピレン樹脂ボード(エコマーク認定品)	厚3.0~4.0mm		
2 脚		平タルキ	(太さ) (長さ) 45mm×45mm 1,770mm	88	
3 杭		"			長さは900~1,000㎜可
4 支柱		II	" 2, 000mm	2本	
5 裏打ち	縦・側	11	30mm × 30mm	4本	大さは30mm×40mmも可 な対1 40mmの倒を掲示描7- 蒋今子2 /
	横・側	II .	n 1,820mm	2本	/ / / / / / / AOIIIII//         /
			n 455mm	2本	
	嫌・中	n n	" 1,760mm	1本	
			n 395mm	1本	
6 つなぎ	横・側		n 200mm	2本	
△厘凶9 ※	8区画夕油	<ul><li>6区面で8区面を泊加する方式で設計1</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面で8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8</li><li>6区面を8<!--</td--><td>最初から14区両分と1 7誤卦 4ストレも可</td><td>ナスアンも</td><td>. 1=</td></li></ul>	最初から14区両分と1 7誤卦 4ストレも可	ナスアンも	. 1=

6区画に8区画を追加する方式で設計し算出しているが、最初から14区画分として設計することも可 \* \*

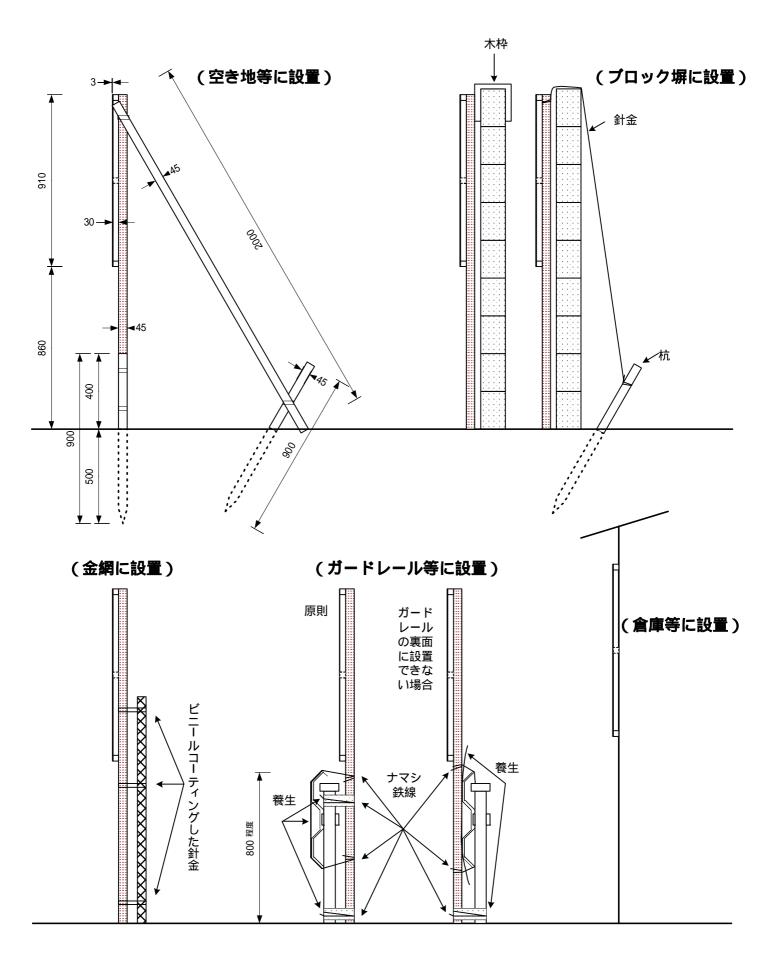
別添「ポスター掲示場の設計図」を参照(設計図は標準の規格を記載している。)



# ポスター掲示場の設計図 (14区画 正面図・裏面図)



表示している大きさは、標準的なサイズである。



表示している設置方法は標準的なものである。 掲示板の高さについては、掲示板が隠れないよう現況に合わせること。 また、掲示場設置に当たっては、設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。

# ポスター掲示場の数量

設置方法別の箇所数は、設置時の状況等により、多少の変動があります。 (区全体の数は変わりません。)

区分	設置箇所数	①空き地等に設置し、支えがいる場合		③倉庫等の壁面 等に直接取り付 ける場合
	箇所	箇所	箇所	箇所
南区	231	81	150	0

# 覧 -揭示場設 ポスタ

参議院議員通常選挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

広島市南区 設置数	∞		1		8					8			<u></u>		7			Ī		7					8					7				
	3	6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			10 大州三丁目9番31号	大州保育園前	13   大学 七   正8 本			18  堀越一丁目5番	広島市信用組合西側駐車場前	21  青崎二丁目18番	町内会用品庫積		10000000000000000000000000000000000000		29   向洋本町1番	ちびっこ広場西側		33  向洋新町二丁目14番		36   向洋新町一丁目6番1号			41  段原山崎二丁目6番		72 段原山崎二丁目6番			※11日11日間間 27		50   段原三丁目1番  河岸		
設置場所	2 松原町12番			- 727   四蟹座二   日   毎   日   日   日   日   日   日   日   日	9 大州二丁目13番8号	大州学区集会所前	1.7   大州四丁田6   本		12	17 東青崎町19番	東青崎公園南西側	20  堀越二丁目12番		23. 青崎一丁目15番51号  青崎小沙松南門前	75   位注中5番16号		28 向洋大原町11番	向洋公園東側		32   向洋新町三丁目27番	洋光台第三公園南側	35  向洋新町二丁目11番	ビュアクック洋光台店内側		40  段原山崎一丁目5番		43  段原日出一丁目1番	半和稿南話	234 段原日出二丁目5番		投源第一节 日本   投票   投票 第四公園南西側	49  段原三丁目17番  20日第二八国第四	校成 おくよ 圏 市 別	
	1   西蟹屋一丁目1番	4   mr   mr   mr   mr   mr   mr   mr   m	<u>  西蟹屋第二公園北側                                    </u>	/   大須賀川   5番  大須賀バス停構	8   南蟹屋二丁目6番11号	南蟹屋集会所前	11   大学二丁世9番  十三祭一:四十二		14   人汽力 1 日 8 毎	16 堀越三丁目24番	清水宅前	19   堀越二丁目12番	<b>堀越公園西側</b>	22  青崎一丁目15番51号 青崎小沙校下門車側	24 小孫甲	これがいるでのである。	27 向洋本町1番22号	青崎保育園西側石垣	30  向洋本町10番16号 洋光幼稚園東側	31   向洋新町四丁目6番	向洋西公園東側	34   向洋新町一丁目15番		3/   回洋新町三丁目24番13年  (右) 光絡 北	38 段原日出一丁目13番22号	比治山会館	42  段原山崎三丁目3番	段原山崎第三公園西側	233   投原日出一丁目12番    126日日第一个周由间	45   段百万十日3米	段原第四公園南東側	48 段原三丁目11番   段店笠玉八高本邢側	235   投原四丁目9番	段原平和橋南緑地南西側
投票区名	<b>計</b>	1			大			1		青崎					世	į				向洋新町					段原第一					段 同 第 一			1	

ポスター掲示場設置場所一覧表

広島市南区 設置数	7										7					9				8						`					7				
	52   段原南一丁目13番		55   按原南二丁目11番	段原用第五公園果側		- 1	60 松川町4番	63  的場町二丁目4番17号			67   比治山本町12番60号	安芸幼稚園北側	70  比治山本町19番	比治山橋南側緑地		75 上東雲町28番28号	比治山小学校東門	78  上東雲町9番		81  東雲三丁目1番		84   東雲二丁目9番	東雲第二公園南側		80   1   1   1   1   1   1   1   1   1	20   10   10   10   10   10   10   10	92 出汐一丁目16番	出汐第二公園北側			96  西霞町4番53号		99   東霞町14番	不受力图化型	
設置場所	51   段原二丁目17番		54   投原南一丁目24番	段原南第一任宅東側		Ţ	59  松川  町4番	62  的場町二丁目4番17号	段原小学校正門		66   比治山本町14番	比治山橋電停前緑地	69  比治山本町12番18号	産業会館駐車場		74  上東雲町28番28号		77   東雲本町二丁目11番	東雲本町公園西側	80  東雲三丁目18番		83  東雲二丁目9番		86   東雲一丁目11番		00   60   1   1   1   1   1   1   1   1   1	91 出汐一丁目5番				95  西霞町11番	ı,	98   西霞町13番18号	10000000000000000000000000000000000000	
	39   段原南二丁目13番	÷	53   按原南一丁目5番3号		57 段原二丁目11番		58   京橋町12番	61  的場町二丁目4番17号	段原小学校北西側	64   段原一丁目5番	65   比治山本町20番	比治山下電停前緑地	89   比治山本町12番60号	安芸幼稚園東側	71 比治山本町8番	73  上東雲町9番	段原ポンプ場	76  東雲本町二丁目11番		79  東雲三丁目18番		82   東雲三丁目12番	東雲第三公園西側	85   東雲一丁目11番   本電笠一八周北側			90 出汐一丁目5番	出汐第一公園西側	- 嬰7目1一墓 88	広島大学医学部南東側	- 84   基11 年   1 日		87 西霞町4番53号   大海二沙雷十間	100   西霞町1番20号	
投票区名	段原第三						段原第四				<b>北池</b> 正					東雲第一	•			東雲第二	•				<del>п</del>	È					霞町			•	

ポスター掲示場設置場所一覧表

広島市南区 設置数	∞			7			9			L				7				8				1	,		
	103   出汐二丁目2番   ヘアーサロンブルーム東側歩道	106 旭一丁目8番1号 大河小学校正門		111   皆実町一丁目15番32号 	114   皆実町二丁目5番 		119 路二丁目16番1号 1-1888 - 十四末社6		22、 辛一,占计里	125 翠一丁目10番   広阜	128			132  翠一丁目1番		135   皆実町六丁目4番  カルアカトルギョ町前線地		139 東本浦町1番18号		1.50   1.		- 1	14/ 本浦町25番 本浦第一公園	150 北大河町31番	16人で 4 8 日 別
		105   加三丁目12番   山城町公園西側	108 加三丁目13番 加田ポンプ場西側	110   皆実町一丁目15番32号 	113   皆実町四丁目21番 		118  翠二丁目3番1号			154   翠四丁目15番1号  翠町丁目15番1号   翠町山学校正開	127   翠五丁目20番	翠町緑地西側		131   翠一丁目1番		134   皆実町六丁目6番   油炒ゲル焙	XI AAA CAA	138 東本浦町1番18号		1.1	236   仁保新町一丁目8番6号	- 19	146   西本浦町6番 	149 北大河町35番1号 華金山小学校工開	<b>Q</b> = H'0' +   <b>X</b> =   1
	101   西旭町22番 旭町公園北側	104 加一丁目16番 道路事業用地	107 旭一丁目8番1号 大河小学校東門	109   <b>堵実町四丁目6番</b>   <b>堵実町第二公園南側</b>	112 皆実町一丁目5番44号 南区役所	115   皆実町一丁目16番 ちびっこ広場東側	116 皆実町五丁目9番22号			123  翠四丁目15番1号  翌町山学校本周囲和	126 翠五丁目18番	翠町第一公園西側	129   翠三丁目10番	130 翠一丁目1番	広大附属高校北西角	133   皆実町六丁目3番	136 皆実町六丁目3番 比実町緑地専働	137 東本浦町2番	本浦公園果側	本浦 公館 南側	144  黄金山町3番		145   四み浦町6番     145	148   黄金山町19番	
投票区名	旭町			指			翠町第一			翠町第二				翠町第三				仁保				- - - -	<b>東</b> 第二		

ポスター掲示場設置場所一覧表

設置数				∞			∞			7			8			7			7		Γ
	134   北入河町53番10号   地蔵寺駐車場	157   山城町13番16号   中電社字南側		161   仁保四丁目4番   道路事業用地	164 仁保一丁目55番 仁保公園		169   丹那町46番   広島ガス丹那ガバナ前	172   楠那町4番1号   楠那中学校北東側		177 宇品海岸三丁目13番 広島県広島港湾振興事務所駐車場北側	180 宇品海岸一丁目13番 みなと公園北側		184  宇品御幸四丁目5番11号  宇品小学校西門	187 <u>字品 御幸四丁目1番</u> 神田 神社南西角		192   宇品東七丁目8番   宇品第四公園南側	195 宇品神田四丁目15番 谷の百合幼稚園前		199  宇品神田三丁目12番11号  NTT宇品神田ビル南側	202   宇品東六丁目1番   宇品東第二公園北側	
1 [	153   北入河町15番10号   大河保育園前	156   山城町7番   山城町公園北側		160   仁保三丁目2番   柞木公園西側	163 <u>仁保三丁目37番</u> 仁保第二公園西側	166 仁保第一丁目12番 仁保南一丁目12番 仁保南ポンプ所	168 丹那町18番1号 丹那集会所前	171   仁保南二丁目4番   仁保南第一公園東側	174 丹那町68番 調整池北側	176   宇品海岸三丁目6番54号   宇品体育館	179 宇品海岸三丁目5番   広島競輪場駐車場		183   字品御幸四丁目5番11号   字品小学校正門	186   宇品西四丁目4番	189   宇品御幸四丁目1番   宇品第二公園南側	191   宇品東七丁目11番8号   宇品東小学校正門	194 宇品神田五丁目16番 宇品第三公園北側		198 宇品東三丁目6番 宇品東第一公園西側	201   宇品東一丁目2番   NTT字品東ビル西側	
	122   北入河山   13番   10号  大河保育園西側	155   山城町7番  山城町公園東側	158 <u>山城町13番16号</u> 中電社宅西側	159   仁保二丁目21番   仁保中渕公園	162 <u>仁保一丁目37番</u> ちびっこ広場北側	165   仁保二丁昌4番   仁保禄地西側	167 <u>丹那町8番</u> 丹那公園南側	170   楠那町5番7号   楠那小学校正門	173 <u>日宇那町10番</u> 日宇那公園北側	175 宇品海岸二丁目12番 宇品海岸第一公園南側	178   宇品海岸三丁目7番65号   ダイキ宇品店駐車場南側	181   宇品海岸二丁目3番1号   干暁寺前	182   宇品御幸三丁目11番   ちびっこ広場南側	185 宇品西六丁目2番   市営宇品西住宅北東側	188   宇品御幸四丁目1番   宇品第二公園東側	190   宇品東七丁目11番8号   宇品東小学校南側	193 <u>宇品神田五丁目16番</u>  宇品第三公園南側	196   宇品神田五 <u>丁目2</u> 4番   宇品ポンプ場南側	197 字品東五丁目1番51号 字品中学校正門	200   宇品神田一丁目5番	203 宇品東二丁目1番
投票区名	Ξ K		ı	测學	I	ı	楠那			十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二			宇田第二	ı		宇品第三	I	ı	字品第四		

ポスター掲示場設置場所一覧表

1.5.55 川南 1.5   設置数	7					9				2				9				3		計 231
	206   字品御幸一丁目8番   午田廟公園東側	209 字品西二丁目14番				213  元字品町5番8号	元字品保育園正門南側	216  元字品町2番8号	芸備倉庫(株)本社北側	219  出島一丁目34番56号	中尾鉄工所前			224  似島町家下609番地	似島説教場前	228  似島町大黄2653	河本宅 東側	231  宇品町(金輪町)	(株) 新来島宇品どっく自転車置場前	
設置場所	205  宇品御幸二丁目4番   ちびっこ広場東側	208   字品西一丁目9番	ちびっこ広場西側			212  元字品町	元宇品港公園南西側	215  元字品町5番8号	元字品保育園西側	218  出島二丁目2番	出島公園北側	221  出島二丁目22番	出島西公園南東側	223  似島町家下752番地の74	似島出張所	227  似島町家下	沖野商店裏ちびっこ広場前	230  字品町(金輪島)	ちびっに広場北側	
	204	207   字品御奉一丁目8番	千田廟公園北西側	210  宇品御幸二丁目6番	宇品西公園北側	211  元字品町	元字品港公園北東側	214  元字品町26番14号	広島シーサイド病院駐車場西側	217  出島一丁目17番18号	近畿電機(株)東側	220  出島一丁目32番1号	出島福祉センター	222  似島町家下634番地	(20番地堀口仁志宅の北側)	226  似島町大黄3073番地の5	平和養老館前	259  字品町(金輪島)	集会所	
投票区名	字品第五	<u>I</u>				元字品				9日				似島				金輪		計 33投票区

ボスター 地示場の 番号電	令和4年7月 日執行 参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示場 広島市商区選挙管理委員会 掲示場の維持管理に 関するお問い合せ先 (082) 250-8935	注意事項 水スターは、立機機の属出の層 位と同じ等号の表示してある区 面にはつてください。 この程示場は、参離院広島県護 出籍員選挙の機構等以外の方は 使用できません。 掲示権をこりたじ、ポスター を示うたじすると回せられま す。	7リーンマーケ Xはエコマーク (表面)に印刷 する場合)
	<b>★</b>	2	
号 <b>编</b>	m	4	
区画番号欄	2	9	ること。)
	7	<b>∞</b>	印刷色 緑色(2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ緑色であること。 <sub>かつ</sub> 44
	6	1 0	のボードを継ぎ足す場合に
	<b>—</b>	1 2	第1 印刷色 緑色(2枚以上)
	13	1 4	

# 第2

文字種ゴシック文字による横書きで、標題欄、注意事頂欄及び区画番号欄を印刷すること。 ボシック文字による横書きで、標題欄、注意事頂欄及び区画番号欄を印刷すること。 標題欄、注意事頂欄及び区画番号欄の文字の大きさは、区画の大きさとのバランスを考慮すること。 区画番号欄の番号は、算用数字を用い、数字の大きさは、縦100mm、横80mm、文字幅15mmとすること。なお、線幅は8mmとすること。

# 第3

その他 印刷部分の月日に変更が生じた場合は、広島市選挙管理委員会の指示に従うこと。 グリーンマーク又はエコマークを表面に表示する場合は、注意事項欄の右下に表示することとし、大きさは幅50mmすること。

# 受注者の業務について

受注者の業務は、次のとおりとする。

# 1 掲示場設置前

- (1) 受注者は、契約後、直ちに担当者の氏名、職名及び連絡先を広島市選挙管理委員会事務局(以下「市選管」という。)及び区選挙管理委員会事務局(以下「区選管」という。)に文書で報告すること。
- (2) 受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに「着手届」を市選管に提出すること。
- (3) 掲示場の設置場所等について、設置前に、区選管から「位置図」、「ポスター掲示場設置場所 一覧表」及び「ポスター掲示場設置場所付近見取図」を受領するとともに、区選管職員から設置 場所及び施行方法等について詳細な指示を受けること。
- (4) 掲示場の設置及び維持管理に従事する者のうち一人は作業責任者(会社社員)とし、作業員の指揮監督を行うこと。

なお、受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに、作業責任者及び主な作業員の住所、 氏名、職名及び電話番号を、市選管及び区選管に「**作業責任者及び作業員名簿の提出について**」 により報告すること。

- (5) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、**受託業務実施計画書**を作成し、市選管及び区選管 に各1部提出すること。
- (6) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、印刷の版下原稿等(原寸大)を市選管に持参し、 市選管職員の指示を受けること。なお、校正は責任校正とする。
- (7) 受注者は、設置前に、掲示板、タルキ等部材一組を区選管に持参し、区選管職員の確認を受けること。その場合手直し等も考えられることから、日程的に余裕を持って確認を受けること。

### 2 掲示場の設置

- (1) 掲示場は、令和4年6月8日(水)以後設置を開始し、令和4年6月16日(木)までに設置を完了すること。なお、設置開始については、事前に市選管及び区選管に電話連絡し、確認を受けること。
- (2) 設置にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、 交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の設置開始日から設置完了日までの間、設置が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場設置完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、補修、移動等の指示があった場合は、区選管が指定する期間内に補修等を行った上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (5) 設置にあたっては次の点に注意するとともに、設置方法等に疑義が生じたときは、直ちに区選管職員の指示を求めること。
  - ① 掲示場設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。
  - ② 設置した掲示場が、歩行者や車両の通行・視界の妨げになっていないこと。
  - ③ ガードレール等へ設置する場合、ガードレール等の裏面側(ガードレールより路肩側)に設置することを原則とする。その際、ガードレール等で掲示板が隠れないよう掲示場の高さを調整すること。なお、裏面側では設置スペースの確保や固定が困難な場合、設置作業に転落の危険を伴う場合(路肩側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているなど)等で交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
  - ④ 掲示場を坂道や窪地等に設置する場合、掲示場の脚を切る又は継ぎ足すなどして、掲示場を

水平にするとともに掲示板の位置を適当な高さ(目線の高さ)にすること。

- (6) 標題中の番号欄には、掲示場の番号を油性の黒マジックにより記入すること。
- (7) 受注者は、参議院議員通常選挙の日程が確定したら、設置完了日までに日付(和暦)が表記されたシール等を作成し、貼り付けること。なお、日付(和暦)の字体は既にポスター掲示場に印刷されている文字と同じ字体に合わせること。

ただし、ポスター掲示場の作製前に日程が確定している場合は、事前に日付を印字することも 可とする。

(8) 受注者は、掲示場の設置完了後「**設置届**」を区選管を経由して市選管に提出すること。また、 区選管には、掲示場設置後の掲示場の写真(掲示場の番号順に並べた写真台帳、又は掲示場の番 号をファイル名に付した画像データ)を添付して提出すること。

# 3 掲示場の維持管理

- (1) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が原因で第三者に 損害を与えたときは、その賠償の責めを負うこと。
- (2) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が風雨やいたずらなどにより破損したときは、直ちに補修すること。

### 4 掲示場の撤去

(1) 掲示場は、令和4年7月11日(月)から撤去を開始し、令和4年7月13日(水)までに撤去を完了すること。ただし、無投票となった場合は、令和4年6月23日(木)から撤去を開始し、令和4年6月25日(土)までに撤去を完了すること。

撤去にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、 交通安全の確保に努めること。

- (2) 掲示場の撤去開始日から撤去完了日までの間、撤去が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (3) 掲示場の撤去にあたっては、番線、釘、針金などの切れ端も確実に回収すること。
- (4) 掲示場の候補者のポスター等は、有権者の目にふれることのないよう処理すること。
- (5) 掲示場撤去完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、掲示場の撤去、設置場所の原状 復旧等について指示があった場合は、その内容に従い撤去等をやり直した上で、区選管職員に再 度確認を受けること。
- (6) 業務の施行により生じた廃材等は、受注者の負担により、関係法令を遵守して適正に処分する こと。ただし、市又は区の選挙管理委員会事務局職員が指示する物件については、別途指定する 箇所に保管すること。
- (7) 受注者は、当掲示場の撤去完了後速やかに「**撤去届**」を、区選管を経由して市選管に提出する こと。

# 5 掲示板のリサイクル

- (1) 使用後の掲示板については、リサイクル処理をすること。
- (2) リサイクルがされたことが確認できる証明書等を「完了届」に添付して市選管に提出すること。

#### 6 その他

- (1) 受注者は、掲示場設置時等に、市選管職員又は区選管職員の指示により、粗品を配布すること。
- (2) 上記2及び4のポスター掲示場の設置期間及び撤去期間は、参議院議員通常選挙の公示日が令和4年6月22日、選挙期日が令和4年7月10日の場合のものであり、公示日等が当該期日以外の期日となった場合の設置期間及び撤去期間については、市選管が別に指示するので、これに

従うこと。

(3) 上記  $1 \sim 5$  の業務について疑義が生じた場合又はこれにより難い事由が生じた場合、受注者は、 事前に市選管及び該当の区選管の指示を仰ぎ又は協議の上対応すること。